

食品安全委員会企画専門調査会

第4回会合議事録

1．日時 平成15年11月13日(木) 10:00～12:10

2．場所 委員会大会議室

3．議事

(1) 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項について

(2) その他

4．出席者

(専門委員)

富永座長、飯島専門委員、伊藤専門委員、内田専門委員、海津専門委員、
近藤専門委員、澤田専門委員、武見専門委員、羽生田専門委員、門傳専門委員、
山本専門委員、和田専門委員、渡邊(和)専門委員、渡邊(秀)専門委員、
渡邊(治)専門委員

(専門参考人)

久野専門参考人、服部専門参考人

(食品安全委員会)

寺尾委員長代理、坂本委員

(説明者)

厚生労働省 高井企画情報課長、中垣基準審査課長

農林水産省 佐藤消費・安全政策課長、皆川食品表示・規格監視室長

環境省 柏木水環境部企画課長、神谷水環境部農薬環境管理室室長補佐、

上田廃棄物・リサイクル対策部企画課課長補佐

文部科学省 小熊学校健康教育課課長補佐

(事務局)

梅津事務局長、一色事務局次長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、

杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、宮寄評価調整官

5．配布資料

資料1 基本的事項の策定について

資料2 基本的事項についての討議資料

資料3 リスクコミュニケーション専門調査会からの意見

資料4 緊急時対応専門調査会からの意見

資料5 食品健康環境評価の対象となる「生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態」の例

資料6 リスク管理機関の審議会の委員等名簿

参考資料

6．議事内容

富永座長 皆様、おはようございます。時間がまいりましたので、ただいまから第4回の「企画専門調査会」を開始させていただきます。

本日は福土専門委員、座長代理でございますが、御欠席でございます。残りの15名の専門委員の先生方に全員御出席いただいています。

なお、門傳専門委員におかれましては5分か10分ぐらい遅られるということですが、後ほど出席されます。

それから、本日は「食品安全委員会」から担当委員として寺尾委員長代理及び坂本委員にも御出席いただいています。また前回から、本日もそうですが、2名の専門参考人にも御参加いただいています。

それから、前日も御出席いただきましたけれども、関係省庁の関係者の方々にも今回御出席いただいています。御出席者のリストがございますけれども、御紹介しますと、本日は厚生労働省から食品安全部企画情報課長の高井康行様、それから同じく基準審査課長の中垣俊郎様。

農林水産省から消費・安全局消費・安全政策課長の佐藤一雄様、同じく食品表示・規格監視室長の皆川文雄様。

それから環境省から水環境部企画課長の柏木順二様、同じく農業環境管理室室長補佐の神谷洋一様、同じく大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長補佐の上田康治様。

それから文部科学省からスポーツ・青少年局学校健康教育課課長補佐の小熊浩様。

以上、8名の方々にも御出席いただいています。

前日もいろいろ各論的なことでの的確な御説明あるいはコメントをいただきまして大変助か

りました。今回もよろしく申し上げます。

それでは、まず議事に入らせていただく前に事務局から資料の確認をお願いいたします。

岩淵総務課長 お手元の資料でございますが、まず議事次第、その次に専門委員の名簿がございます。次に座席表を付けております。それから今御紹介いただきました関係各省からの御出席者の一覧がございます。

資料1といたしまして「基本的事項の策定について」。

それから、その後使用いたします資料2ですが、前回も使用いたしました大判の資料でございます。番号が違うんですけれども、こちらをごらんいただきたいと思います。

次に資料3といたしまして、リスクコミュニケーション専門調査会座長から当企画専門調査会の座長あてにいただきました御意見。

資料4といたしまして、緊急時対応専門調査会座長から当企画専門調査会座長にいただきました御意見。

資料5でございますが、横長の表ですけれども、これは前回「生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態」の例を御説明をした際に、わかりやすく書いた資料をということでございましたので、整理して表にしたものでございます。

資料6といたしまして、厚生労働省及び農林水産省の関係審議会の名簿、これも前回御指摘がございましたので、付けてございます。

最後に、参考資料一覧ということで、厚い綴じた資料が付いてございます。

以上でございます。

富永座長 ありがとうございます。各委員におかれましては、今回の資料に前回の横長の大きな資料でございますが、お持ちいただいたと思いますけれども、もしお忘れの方ございましたら、事務局に申し出てください。

まず、議事に入る前に御報告させていただきます。前々回の企画専門調査会における御審議あるいは前回の各専門委員からの追加の御意見などを踏まえまして、平成15年度の食品安全委員会の運営の在り方についての当専門調査会の意見を取りまとめまして、10月29日付けで寺田委員長あてに提出いたしました。これにつきまして、食品安全委員会の寺尾委員長代理から、その経緯などを御説明いただければ幸いです。

寺尾委員長代理 それでは、先生方にお礼と御報告を申し上げたいと思います。

座長の富永先生を始め当専門調査会の専門委員の先生方におかれましては、平成15年度の食品安全委員会運営の在り方につきましての御意見を取りまとめいただきまして、誠にありがとうございました。心からお礼申し上げます。

私が当専門調査会の担当ということになっておりますので、10月30日の第17回になりま

すけれども、食品安全委員会におきまして報告をいたしまして、幾つかの点につきまして議論を行いました。その結果、委員会といたしましては、いただきました御意見についてはきちんと対応し、また必要なものにつきましては、更に検討させていただくということにいたしました。

以上御報告申し上げます。どうもありがとうございました。

富永座長 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「企画専門調査会（第4回会合）議事次第」というものがございますので、これを御覧いただきたいと思います。

本日は前回に引き続きまして、食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項について御審議していただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

前回は第11条、12条、それから13、14は飛ばしまして、15、16、17条の5条について御審議いただきました。本日は残りの規定について御審議いただきたいと思います。それで13条、14条は後ほどまた検討することにいたしまして、前回の続きで第18条の「表示制度の適切な運用の確保等」について、これから御審議をいただきたいと思います。

それでは、これにつきまして、御説明をお願いします。

岩淵総務課長 お手元の大きな資料の17ページをお開きいただきたいと思います。表示制度の適切な運用の確保等についてでございます。

まず一番左の食品安全基本法の関係の条文の部分でございます。

「表示制度の適切な運用の確保等 第18条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては食品の表示が食品の安全性の確保に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、食品の表示の制度の適切な運用の確保、その他、食品に関する情報を正確に伝達するために必要な措置が講じられなければならない」ということでございます。

これに関しまして、基本的事項について検討すべき項目といたしましては、まず第一に基本的な考え方はどうあるべきかということでございます。

2点目に普及・啓発をどのように進めていくかということでございます。

3点目には違反に対する監視をどのように進めていくかということ。この3点を掲げてございます。

この表示制度の適切な運用の確保に関します現状の取組でございます。

食品表示制度につきましては、食品衛生法、農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、いわゆるJAS法でございます。以下JAS法といたします。それから不当景品類及び不当表示防止法など複数の法律に規定されております。各府省間の連携が不十分なままそれぞれの観点から従来制度が運用されてきたために、同じ表示項目に異なる用語が使わ

れることがあるなど、消費者、事業者双方にとってわかりにくいものになっているなどの指摘があったところでございます。

これを受けまして、平成 14 年の 12 月に厚生労働省、農林水産省の審議会が共同で「食品の表示に関する共同会議」というものを設置いたしました。そして、ここにおきまして、今年の 3 月に期限表示の用語・定義の統一について、また 8 月には、加工食品の原料原産地表示について報告書を取りまとめていただいております。

また、こういった活動のほか、食品衛生法及び J A S 法に共通する表示項目、表示方法、そのほか食品の表示に関する基準全般において検討を行っていただいているという状況でございます。

それから、普及及び啓発の現状にまいります。

厚生労働省、農林水産省が共同で表示に関する消費者等からの相談、問合せを一元的に受け付ける相談窓口を開設しておりまして、これをワンストップ・サービスというふうに名付けているということでございます。また、厚生労働省、農林水産省等が連携して食品表示制度に関するわかりやすいパンフレットを作成して、都道府県や消費者などに配布をしているという現状でございます。

違反に関する監視でございますが、食品衛生法の表示基準に違反する食品の流通を防止するということのために、都道府県におきまして一斉取締り、あるいは通常時の監視の一環として表示監視を実施しております。またアレルギー表示や、いわゆる健康食品など、事案に応じた監視の強化を実施しているということでございます。

また、地方農政局、それから地方農政事務所に食品表示の監視を専門的に担当する表示・規格課というものを新設いたしまして、約 2,000 人の職員が食品表示の監視業務に専任しているという状況でございます。さらに、違反情報の伝達体制の整備など、関係行政機関における連携を強化していると、こういった状況でございます。

今後の方向といたしましては、まず基本的な考え方といたしまして、食品の表示が消費者にとってわかりやすいものとなるよう、引き続き「食品の表示に関する共同会議」などにおきまして、食品の表示などに関する基準全般について広く国民からの意見も聴きながら問題点あるいは改善方策を検討していくということでございます。

それから、普及・啓発に関しましては一元的な相談窓口（ワンストップ・サービス）の充実をはじめといたしまして関係行政機関における相談体制の連携の強化を図るということでございます。

また食品の表示の制度や内容について、消費者が正しく理解できるように知識の普及・啓発に努めるということです。

それから、違反に対する監視に関しましては引き続き食品表示に関する監視指導の充実、関係行政機関における連携の強化に努めるということが、今後の方向としてここに書いてございます。

それから、お手元の最後の「参考資料一覧」という分厚い資料をお取りいただきたいんですが、各条ごとに参考になる資料を付けておりますけれども、この関係でいきますと32ページをお開きいただきますと、「適正な食品表示を実現するための取組について」、また次のページに「分かりやすい表示に向けた検討の方向」ということで、農林水産省、厚生労働省等との一体的な取組の現状、それから先ほど御報告いたしました共同会議というものがどういうものか、あるいは相談窓口の一元化（ワンストップ・サービス）というのはどういう形で行われているかということが資料で付けております。36ページまでがこの18条関係の資料でございます。

以上でございます。

富永座長 どうもありがとうございました。ただいま御説明いただきました第18条の表示制度の適切な運用の確保などにつきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、どうぞ。

どうぞ、門傳専門委員。

門傳専門委員 済みません。17ページの検討項目の3には「違反に対する監視」とだけあるんですけども、そうは言っても、実は今後の方向を見ると、実際のところは監視・指導をすることになると思うので、細かいことなんですけれども、ここも違反に対する監視だけではなくて、「監視・指導」とした方が、監視だけではなくて、実際のところはかなり指導の部分が入ってくると思うんですけども、ここは監視だけだとうかなと。指導も併せて、表現のことなんですけれども、入れたらどうかということ。

2点目が、地方農政局とか地方の農政事務所がいろいろやられるようなんですけども、実際都道府県の保健所があるわけですから、そこでの連携をどういった形で取るのか、そういうこともある程度きちんと書いておいた方が、我々現場にいますと、地方農政局とか農政事務所よりも保健所の方が身近と言えれば身近なんです。その辺でどういった役割を位置付けるのか、そういうことも明記した方がよろしいのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

富永座長 ただいま門傳専門委員より2点について御指摘がございました。違反に対する監視だけではなくて、今後の方向のところにも書いてありますように、監視に加えて指導ということも明記した方がいいという御意見と、それから関係行政機関としてわかりにくいので各論的に保健所などを入れたらどうかという御意見でございますが、これについて事務局

いかがでしょうか。

岩淵総務課長 御指摘の趣旨のとおり対応したいと思いますが、保健所等との連携につきましては、私ども十分に承知しておりませんので、よろしければ関係省の方からお話をいただければと思います。

皆川食品表示・規格監視室長 違反事例があったときには、農政局、農政事務所あるいは消費技術センター、それから県保健関係等とも連携を取りながら現在調査を行っているというところでございます。

富永座長 よろしいですか。それでは、和田専門委員どうぞ。

和田専門委員 食品の表示というのは大変消費者にとって身近なものであり、商品選択の一番の基本になるものですから、私どもいつの時代にも表示の運動というのは、どの時代を考へても運動の大きな柱になっております。そして、表示というのはやはり1つは制度あるいは基準・規格の決め方なり、その決まったものが消費者にとって納得のいくものかどうかという点と、それから決まっていることに対する違反という両方の面があると思うんです。

確かに最近、共同会議が持たれるなど、表示について私たちが一本化一本化と言ってきたけれども、なかなか省庁全部が一本化とまではいきませんでした。進んできたとは思いますが、その前の段階でやはりこの今後の方向にわかりやすいものとなるようという表現があります。わかりやすいのは大事なんですけども、もう一つ前の段階で、消費者の必要とするものが表示されているかどうかという一番基本のところは私たちにとってはまだまだ納得のいかない制度であり、基準であり、規格であるということが言えるんです。

ですから、いきなりわかりやすいものということではなくて、消費者が商品選択に必要な表示が明確に適正に表示されていると、そこをやはり押さえる必要があると思います。よく市販されている商品を買集めて、試買検査会というのが行われますけれども、これは今決まっている規格なり基準なりに合格していれば違反はないという判断になってしまいうんです。ところが、そこに集まった消費者は、こんな表示では納得できない、不満だ、商品の選択には足りないという声がたくさん出るんですけども、結果としては違反品はありませんでしたという結果になってしまうという問題があります。

ですから、やはりまだまだ表示の制度、繰り返しになりますけれども、基準・規格が本当に消費者にとって必要なものが適正に明白に書かれているかどうかというところの押さえがちょっとこの文章では足りないと思います。

富永座長 ありがとうございます。和田専門委員から食品表示に関して単にわかりやすいというだけではなくて、消費者が本当に知りたいと思っている項目をきちんと入れてくれという、そういう御要望ですね。具体的にどういうものというのがありますか。

はい、ではどうぞ、海津専門委員。

海津専門委員 昨日たまたまあちこちのニュースで取り上げられていたのですごく気になったんですけども、魚類の原産国表示が来年春からされるということなんですけれども、お野菜ですとか肉だと原産国表示というのはすごくわかりやすいと思うんです。ただ、魚類の場合、例えばロシア産の鮭である、ではその鮭はロシアの海域だけで泳いでいて日本の方に来たらぱっと帰るのか、そんなばかなことはないはずで、当然日本海にいてたまたまロシアの船が捕ったからロシア産であると。でも、日本でとっても同じ鮭だよと。

ただ、我々が消費者として知りたいのは、その鮭がロシアから来ようと日本で捕ったものであろうと、捕った後どのように処理され、保存されるかです。あと処理のされ方が例えば日本の法律にのっとっているとか、そういったことが消費者としては知りたいんだと思うんです。ただ、それを原産国を表示してあるからそれでいいんだよというふうにまとめられてしまうと、それは消費者が知りたい情報とはちょっと違うのではないかなと思うんです。

そういう原産国表示だけではなくて、どういうふうにやっているかということは、実際に表示に載る必然性は先ほど和田専門委員がおっしゃったようにないことだとは思いますが、載ってなくても信頼できるんだよということを、政府がそれを保証してあげられるような表示でないといけないと思うんです。

富永座長 ありがとうございます。ちょっと続きをお願いします。和田専門委員。

和田専門委員 2点具体的なことを申し上げたいと思います。1点は私の理解がもし間違っていましたら訂正していただきたいんですが、例えばですけども、魚の刺身については、これはどこで捕れたかというのは、その捕れたかというのが今言われたように非常に不十分な面があります、魚というのは泳いでいますから。ですから、太平洋などという表示が出てくるのが妥当だとされているような表示制度ですから問題ですけども、例えばこのごろネギトロのようなものが売られております。材料を見るとトロに油脂を使っていて、あるいは味が付いているというようなもの、これは確か農林水産省と厚生労働省で生鮮と加工の判断が違うのではないかなと思います。

厚労省の判断では生鮮食品であり、農水省の表示の判断ではこれは加工食品になっていますから、お刺身の売り場に切り身で出ているものは原産地が書かれていますけれども、オチトロとかそういうものに関しては加工食品になりますから、原産地表示の義務付けがないわけです。同じように並んでいて、私たちはやはり刺身と並んでいるんだから、やはりそれも産地表示があるはずだと思って見えてもいない。だけど今の制度では違反になっていない。加工食品と生鮮食品との判断の違いというようなことがあるのではないかなと思います。

もう一点は、これは私があちこちでわかりやすい例で申し上げているんですけども、例

えば、そばの例があります。今、そばというのは乾燥したそばでも生そばでも、JASの場合には今まで3割でしたけれども、上級の方は5割ということにはなりましたけれども、長い間、数十年です。そば粉が3割入っていたらそばと言えたわけです。ですから、小麦粉、つなぎのほうが7割なんです。これは私たちにとってはそば粉入りうどんであって、そばと名乗ること自体がおかしいと思うんですけれども、農水省も、それから公正取引委員会もこれを認めていますから、この表示はおかしいではないかとどこに持っていっても相手にされないわけです。そういうことがあります。

ですから、そもそもの基準のつくり方、それから規格のつくり方というところで、例えば長野の消費者の方たちは3割しかそばが入っていないでこれがそばとまかり通るのはおかしいと、そういう極めて常識的な当たり前のことが何十年もずっと改められないできてしまっているような例というのは、今たまたまそばが一番分かりやすいものですから申し上げましたけれども、それ以外にもそういう規格・基準というのが消費者にとって、常識的に考えて納得できないようなものというのは少なくありませんし、先ほど申し上げた刺身は書いてある、だけど2種類・3種類の盛り合わせになると、これの産地表示というのが必ずしも義務化はされていない。書くような努力はされていますけれども、盛り合わせというのは加工品になるものですから。そうやるより仕方がないのかもしれないんですけれども、結果として売り場の表示を見ると、消費者にとっては非常に混乱するような表示というのがまだまだたくさん残されておりまして。

富永座長 後でまた事務局にも御意見を聴きますけれども、では、渡邊専門委員どうぞ。

渡邊(和)専門委員 お話のようにわかりやすいという前にどれだけ必要なものが載っているのかという意見もわかるんですけれども、私どもメーカーの中で働いている人間からしますと、ではどこまで必要とされているのか、必要なのかどうかという入り口の問題なんですけれども、例えばここにもお茶がありますけれども、ここに原材料として何種類かいっぱい出ています。このハト麦と言ったときに、ハト麦はどこの国からとれたものまで書いていくと、私は労使交渉などでも冗談で言うんですけれども、ラベルが2周も3周もするぐらい情報を載せなければ納得しないのかということまでになってくるのですね。どこが本当に必要で、例えば食品で言えば、中小なり零細メーカーが非常に多いわけで、そこまで含めてきちんとしていけるかという意味では、監視という部分も先ほどお話が出ましたけれども、指導の部分も含めてきちんとしていかないと、いわゆる業界全体としての努力もしていますけれども、末端まで徹底しなかったり、本当の偽装表示も含めた方角へまた一方では行ってしまう危険性も出てくるんだと思うんです。

富永座長 ほかに、どうぞ。伊藤専門委員。

伊藤専門委員 この仕事を、食品品質管理という立場で3年ほどやらさせていただいて、一番のきっかけはBSEだったと思うんですけども、今小売業の実態がどういう状況にあるかというところからお話をさせていただきますけれども、この表示の問題については、これは誤解を恐れずに言いますけれども、例えば産地表示の場合、食中毒の発生などと違って、ウナギの産地を鹿児島と福岡と間違えたからといって、お客様に対して緊急で健康の被害が及ぶわけでもないしという考え方も1つはあったんですけども、やはりそうではなくて、法規制にちゃんとのっとって徹底を図るべきだなとか考え方はやはり重要だと思っていて、今、全店で必至になって精肉、生果、鮮魚、すべての商品についての産地表示と、それから勿論、それ以外の表示もありますけれども、徹底してお店にその辺の遵守をPRさせていただいています。

ただ、やはり単純なミスで、その商品にパックの値付けをされるパートさんが朝急いでいてちょっと間違ってしまうとか、1店舗で数パックみたいなことは結構頻繁にあるということで、ここも何とか直さなければいけないなというふうには思っているわけですけども、結局、一番重要なことは何なのかというふうに原点に戻った場合に、この18条の条文に書いてありますように、表示の問題も、先ほど健康に直接被害が緊急には出ないというお話をしましたけれども、食品の表示が食品の安全性の確保に関して重要な役割を果たしているという、この条文のところをしっかりと認識して、本来の大局的な目的を忘れないようにしなくてはならないなというふうに思うわけです。

我々、こういう立場にありますから、各地方の保健所それから農政局、農政事務所の方々が頻繁にチェックにお入りになっていただいております。大変ありがたい状況だと思います。大体99%は、特にJAS法の表示の問題については問題ありませんねということで大きな御指摘はないわけですけども、1%といたしますか、ときどきミスもあるわけで、そういった部分で、先ほど指導という話がありましたけれども、実際に農林水産省の消費・安全局から局長さんの名前で指導を何回かいただいております。

行政の動き方も大きく変わってきたなというふうに考えております。勿論、まだまだお客様、消費者にとっては不満足な状況かと思えますけれども、農政局や農政事務所からは事前にきちっと今回はウナギを中心にやります、あるいは米の産地表示について、それから直近では乾しいたけについて徹底して実施させていただきますということで、コミュニケーションもちゃんといただいております。

そういう状況の中で、話が飛んでしまうんですけども、先日の朝日新聞に鹿児島でカナダ産の黒豚を原産地を偽って出荷している。この期に及んでまだそういう不逞の輩がいるのかと思わざるを得ないんですけども、結局、企業あるいは団体として痛い目に遭わないと

わからないのかなといつも思っているんですけども、ただそういう問題もありますけれども、昨日の北海道新聞の夕刊には農林水産省が塩鮭等中心に、今までJAS法上は塩を振っただけで加工した状態になるので産地表示は要らないというものについてもやっていくというふうにおっしゃっていただいていますので、これは我々の立場からすれば、以前から、JAS法に違反していないからいいのではないのというスタンスではなくて、お客様・消費者の立場から見た場合に、それをやっていてお前は後ろめたくないのというふうにもいつも確認していたんですけども、そういうすべて100%完璧にはできていませんけれども、一部の商品について法規制上は免れるものであっても自主的にやって来た部分があります。

そういう動きの中で、やはり今お話ししたように、安全という部分に関わるかどうかという部分、この辺を少しよく考えていただいて、別に企業の立場を弁護するわけではありませんけれども、今、ニチレイさんが盛んにうなずいていただいていますけれども、特に水産物中心にはいろんな表示上の困難な問題もあります。実際にやろうと思っても、市場から入ってくる商品の白箱の中には何も表示は付いていませんし、青果物については茨城産とかいろいろ入っていますけれども、そういった問題を含めれば、全体でいい方向には確実に向かっているというふうに考えております。

先ほど和田先生がおっしゃったように、遅々として進まない印象があることは否めない部分かと思えますけれども、いずれにしても、小売りそれから流通、それから生産者といえますか産地、それから行政も含めて一体で動いていただかないと、小売りの販売の現場のところでいろいろ規制をチェックばかりをしていただいても、なかなか進みにくい部分も非常に多いのではないかと思いますので、言いたいことは、本質的な大局的な目的のところを是非とも押さえ込んでいただいて、対応をお願いしていただければというふうに思いますので、意見を述べさせていただきます。

富永座長 ありがとうございます。では、どうぞ、山本専門委員。

山本専門委員 私も生産する立場、あるいは日々表示をしている立場から一言申し上げたいと思うんですけども、おっしゃることは確かにそのとおりなんですけれども、1つやはり大事なことは、私ども今、食料を供給する立場からやはり安全性ということが最重点だろうと思います。そういう意味で安全性の確保ということには最大限努力をしておりますし、今回のこの安全委員会の安全基本法の目的も、それから安全委員会の運営の目的もやはり食品の安全性ということをどう確保していくかということが基本的な問題だと思うんです。

一方で、やはり消費者の方が商品あるいは食品を選択する上で何を希望しておられるかということの議論と安全性の議論とあまり混同してしまいますと、なかなか難しいところがあるなど。

私ども、御存じのとおり、日本の食料品というのは輸入品がカロリーベースで6割を超えている。水産物の漁獲高一つを見てもはるかに日本の漁船が捕っている漁獲物よりも外国の漁船が捕って輸入をしているものの方がはるかに多いわけです。そこら辺は安全性に関しては確かにコーデックスその他の国際基準の整合性ということが取られていますけれども、同時に、やはり消費者の選択という観点も、勿論これは日本の食文化ですから、日本の消費者がどう考えられるかということで選択をして、必要な事項は何だという議論をしていただきたいんですけども、そこをあまり突出してやっけてしまいますと、もう輸入品が調達できない。それは日本の食料そのものが供給できなくなってくるという大きな問題点がないわけでもないわけです。

ですから、やはりここは基本的に安全性に関する議論と、それに必要な表示と、やはり選択のための表示ということをして100%は分けられないと思いますけれども、そこはある程度分けて議論をしていただいて、その上で、消費者が必要とされる表示をどういうふうに企業なり、それから供給者がやっていくかということに対する指導監視というものは、やはりある程度識別をしていただかないと、なかなか食料供給そのものが難しくなるんだらうなということを感じていまして、その辺は安全基本法の条文の運用の仕方という観点からは、やはり安全性ということを是非重視していただきたいというふうに感じております。

富永座長 ありがとうございます。武見専門委員、どうぞ。

武見専門委員 基本的なことを1つ確認させていただきたいのですが、この条文の中の食品の表示という部分にはいわゆる栄養成分とか食品の機能表示のようなものは考えられていないのでしょうか。全体的な議論の内容からいうと、原材料であるとか原産地表示とかアレルギーとか遺伝子組替えとかということは勿論すべて重要だと思いますけれども、一方で例えば栄養成分とか、その食品の機能に関する表示というようなことも消費者にとってみればある意味では同じ面もあると思います。そうしたことについて、恐らく健康増進法等で規定があると思いますが、こちらの現状の記述には健康増進法は示されていないわけで、「等」という複数の法律の中に入っているのが、その辺の基本的な考え方を確認させていただきたい。

富永座長 いろいろと専門委員から御意見が出ました。この御意見いろいろありますけれども、整理しますと、消費者側の専門委員からは、食品表示に関しまして、本当に必要な確な内容を表示してほしいという御意見です。

それから、対応する側の専門委員の方々の御意見は、対応にも限界があって、しかしというようなことでもございましたので、ある程度のところで妥協しないといけないと思いますが、食品表示はそもそもいろいろな観点がありますけれども、今、山本専門委員が御指摘になり

ましたように安全性を非常に重視するべきか、あるいは食品表示全体になりますと、生産地から倉庫の話からいろいろありますので、複雑になりますので、ちょっと事務局の方から一括して御説明いただけませんかでしょうか。

和田専門委員 ちょっとよろしいですか。

富永座長 はい、どうぞ。

和田専門委員 私もこの場が表示そのものを議論する場ではないことは十分承知しております。ここの今の17ページの左にありますように、食品の表示が食品の安全性の確保に関し役割を果たしているというところが基本になっていることは十分承知しております。それから考えての表示を議論する場であるということはわかっておりますけれども、やはりわかりやすいというのが一番初めの言葉として出てきたものですから、もっと手前の段階があるのではないですかということをあえて申し上げたということが1点。

それから消費者としますと、何でもかんでも表示してほしいということを決して求めているわけではなくて、そうすると、先ほど御説明があったように、表示が多過ぎて本当の必要な表示がどこにあるのかわかりにくいなどということもありますので、やはり多くて何が書いてあるのか結局わからない、読まないというようなことではないのが望ましいのは十分に承知はしております。

以上です。

富永座長 わかりました。では、事務局の方から。ああ、そうですか。では、門傳専門委員、どうぞ。

門傳専門委員 申し訳ありません。多分この場合の安全性の考え方だと思うんです。実際今6割は依存しているわけですから、量は少なくともきちんと科学的に安全だと言えば安全なのか、やはり科学的な安全性だけ、いわゆる質の部分だけではなくて量のことも考えるのかということも多分必要だと思うんです。実際我々からしてみればある程度量がなかったらだめで、それは当然、ですから量と質のことを合わせて安全性に含めて考えると、実は私も若干加工をやっているから、加工食品の原料原産地表示を自分でやったんです。そうしますと、やはり先ほどありましたように、まさに産地からなんです。多分、加工食品で原料原産地表示をやると、ほとんどみんなできればやりたくないんです。やると、消費者が思っていたところとは違う産地のものを実は使っていたのかという話になって、当然売上に対する影響が大きいはずなんです。だから、ならばやりたくないというのが本音だと思うんです、私が推測するに。

だから、共同会議で品目が挙がった業界は大体ほとんどこぞって反対運動をしていますね。表裏と言ったら悪いですけども、いろんなことをやっているわけです。確かに妥当性は、

やればやりたいんだけど、やると営業的なメリット、デメリットを当然考えますから、でもやはりそういうことを乗り越えていかないと、いくらカロリーベースでいわゆる40を45にしましょうとか、何だかんだと言っても、現実的に一般消費者側が選択する場合に、何も書いてなかったら食について考えることが極めて難しい話ですから、そういうものをきちんと実際、今、必要とされる部分が原料原産地、加工食品であるわけですから、やはりそれも安全かもしれないけれども、安心の部分というのは非常に大きい要因になると思うんです。

ですから、安全と安心、先ほど分けるか分けないかというのもあると思うんですけれども、ただ購入する、消費される方からすると、これは極めて大きい話ですから、きちんとやらないとだめだと。ですから、私もあえてやって、なんだお前のところは外国産のを使っていたのかとか、じゃあ違ったなとか、お叱りの電話とかもあったんですけども、いろいろお客さんが問い掛けるような表示を合わせて載せたんです。いい悪いは別として現状はこうせざるを得ません。これについていろいろメール、ファックス等くださいというのと、いろんな反応が来るんです。

そういったことでやっていかないと、目先の損得だけ、それも大切ですけども、それだけでやっている、食について考えようという形で、いろんなところで普及啓発をやってもなかなかこれは進まないんです。ですから、相当困難です。原料原産地をやるうとすると、一定量確保しなければならないですから、当然例えば倉庫ももっと必要だとか、資金も必要だ。もしかしたらコストアップにも必ずなるんです。コスト減少の要因などはほとんどないんです。

そういったことも承知の上で、御理解を頂いて、国民と議論がある程度醸成されるということが必要だと思うんです。それをしたくないから、多分、各業界団体が反対するというような側面もありますから、ここは喧嘩を売るわけではないんですけども、現状はこうなっています、こういう表示が必要ではないでしょうかと、多分共同会議でやっていると思うんですけども、やはりここでもそういったことをきちんとすることが必要だというふうに、私は強く、実際やってみて、コストは掛かっても、より信頼性は増すというふうに考えますので、是非お願いしたいと思います。

富永座長 ありがとうございます。それでは、まずこの辺で一度事務局の方から見解などを述べていただきたいと思います。

岩淵総務課長 和田専門委員から御指摘がございましたように、今後の方向のところ、わかりやすいことの以前にまず必要な情報がきちんと表示されていなくてはいけない。これは条文の趣旨から言っても当然でかつ大事なことだと思いますので、そこは今後の基本的事項の検討の中では当然そういった方向で対応していくべきと考えております。

それから、この条文が食品の安全性の確保に関する表示、情報の伝達というものを対象としているというのは各委員から御指摘のあったとおりでございます。表示全般についてここで検討をする、あるいは更に具体的な表示の項目とか範囲までをここで検討していただくという趣旨ではございません。

ただ、それではどんなものが安全性の確保の表示に含まれるのかというのは、それ自体、御議論があるものと思います。アレルギー表示のようなものは明らかに一定の方々には大変大きな健康に影響を及ぼすということでございますけれども、例えば量の表示がそこにかかっているかどうかというのは議論のあるところではないかと思えます。

それから、武見専門委員がおっしゃいました栄養表示については、少なくともこの条文をつくったときには対象として想定しておりません。

大変基本的な問題でございますけれども、なるべく御議論の全体の趣旨を反映できるような形で基本的事項の方にまとめていただければということで考えております。

水産物の表示とか、最近共同会議の方で検討しておられることについては、関係省からお話いただけると思えます。

富永座長 では、よろしく申し上げます。

皆川室長 先ほど和田専門委員から御指摘がありましたように、お魚の刺身の切身は生鮮、2点3点盛りになった刺身は加工食品と。確かにおっしゃるとおり、食品衛生法による生鮮と加工の区分、仕切りというのは確かに異なっております。食衛法では包丁を入れるともうその段階から加工というようなお話でございますけれども、JAS法に基づく生鮮と加工と仕切りというのは、お刺身は生鮮、ただ2点盛り3点盛りになると、これは加工食品となるような区分をしているところでございます。

本日の資料の、御指摘ありましたようにわかりやすい表示に向けた検討の方向の中の33ページで、共同会議における主な検討事項というものがここに載っております。一番目の2つ目の丸のところの共同会議における主な検討事項の中に、ポツの3つ目のところですが、製造・加工等の定義の考え方ということで、これにつきましては現在、この仕切りをどこにするかということで御議論いただいているところでございます。そういう意味で、消費者にとってわかりにくいというのを少しでも解消したいと考えているところでございます。

それから、昨日、11回目の共同会議が行われ、加工食品の原料原産地の報告書に基づいて、農水省で、具体的にどのような品目が考えられるかということで御提示したところでございます。これにつきましては、これから関係業界の方、あるいは消費者の方からいろいろ御意見を頂くこととしており、東京はじめ全国で9か所に、会場を設けまして、いろいろ御意見を聴いて、今年度中には品目を決めていきたいと考えているところでございます。

そういう意味で、共同会議の場で消費者あるいは事業者の方々、更に全国の消費者、事業者の方々の御意見が反映された形で物事を取り進めているということでございますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

それから、先ほどおそばのお話が出ました。この規格につきましてはJAS調査会での規格等を定めているところでございます。これにつきましても、JAS法では規格を5年に1度は見直しするという事に決まっておりますし、調査会は事業者、消費者の代表の方に参画いただいて御議論いただいておりますので、順次こういうものが見直しがなされていくと考えており、皆様方の御意見を反映させた形で規格がつくられていくと思っております。

それから、伊藤専門委員からご紹介いただいており農林水産省では表示の店頭調査のほか特別調査で、第1回目はウナギ加工品、2回目はお米の調査、先日から3回目、乾しいたけと順次公表をしながら、表示の店頭における調査と併せ製造加工業者まで追跡する調査も合わせて行い、より監視体制を強化している状況でございます。

富永座長 ありがとうございます。この食品表示に関しまして、各専門委員から大変活発な御意見が出ました。事務局からも御説明いただきました。本日は残り4条の審議を終わりたいと思っております、これでももう大分時間を費やしましたがけれども、まだ一言是非ここでという方がおられましたら。はい、どうぞ。

渡邊(秀)専門委員 違反に対する監視という点なんです、いろいろ偽者といいますが、原材料をごまかすというふうなことに、そういう偽者を検知する技術の開発といったこと等についてもEUなどはかなり予算も取ってそういう技術開発を進めているというふうに聞いております。日本ではやはりまだまだそこまでは不十分というふうに考えておりますので、治験研究のところに関係するのかもしれませんが、ここでもちょっと発言させておいていただきたいというふうに思いました。

以上です。

富永座長 ありがとうございます。ほかに。どうぞ。

飯島専門委員 いわゆる健康食品などの事案に応じて監視指導を強化すると言っておりますが、現在、健康食品の表示が非常に問題になっています。食品における表示について、先ほど基本的には今は考えていないとおっしゃっていましたが、健康食品も食品ですね。この健康食品の表示についてはどういうふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

富永座長 どうぞ。

中垣基準審査課長 厚生労働省の中垣でございます。今、飯島専門委員御指摘の件でございますが、この食品安全基本法に基づくこの専門調査会での御審議と申しますのは、この18条でございますように食品の安全という観点からの御議論であると考えております。そうい

う点から申し上げますと、健康食品であろうと食品の安全という点については、食品の一部として当然のことながら御議論いただく。

もう一方、いわゆる健康食品の持っている点と申しますのは、健康増進的な役割の方でございます。ここは木端役人的に申し上げますと、食品安全の部分とちょっと異なっておることではないかと思えますし、そういう事情ではありますが、いわゆる虚偽誇大広告と申しますか、がんが治る、何が治るという点について、そういった健康増進効果について今年の法改正を機に我々規制を始めたところでございますので、その点は報告させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

富永座長 ありがとうございます。よろしいですか。

では、時間の関係もでございますので、次に移らせていただきます。次は第19条でございます。「食品の安全性の確保に関する教育、学習等」でございます。

では、事務局から御説明いただきます。

岩淵総務課長 19ページでございます。食品の安全性の確保に関する教育、学習等という条でございます。「第19条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する広報活動の充実により国民が食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるために必要な措置が講じられなければならない」という条文でございます。

検討項目としましては、基本的考え方、食品の安全性の確保に関する教育等の推進体制、それから食品の安全性の確保に関する教育等の重点事項、こういったことが検討項目ということになるのではないかとということで書いてございます。

現状の部分では、教育等の推進体制に関しまして、全国で現在、これは農林水産省関係でございますが、全国で約3万人の食育推進ボランティアという方々の制度を持っておられて、食育推進ボランティアが食に関する正しい知識の提供の一環として、食品の安全性の確保に関する知識の普及・啓発に取り組んでいるという現状でございます。

また、今後の教育等の重点事項ですけれども、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省において、食品の安全性の確保に関し、国民の知識と理解を深めるため、広報活動に取り組むとともに、施策に関する意見交換の機会を設けるなどの取組を行っているという現状でございます。

今後の方向の部分ですが、まず基本的な考え方に相当するものとして、食品の安全性の確保のためには、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者がそれぞれの立場からその責務、役割を果たす必要があるということ。

それから、消費者は食品の安全性の確保に関する知識と理解を深め、食品の安全性の確保

に関する施策について意見を表明するように努め積極的な役割を担う。これは食品安全基本法の第9条の部分でございます。

それから、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する広報活動の充実を図る必要性があるということとして、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等は相互に密接に連携して、消費者団体等の協力も得ながら、食品の安全性の確保に関する教育等を推進していく必要があるということです。

食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省において、引き続き食品の安全性の確保に関し国民の知識と理解を深めるため、広報活動に取り組むとともに、施策に関する意見交換会の機会を設けるなどの取組を進める。また、食品衛生月間を始めとする月間・週間などの取組を通じて、食品の安全性の確保について理解・認識を深める国民的な機運の醸成を図るということでございます。

それから、更に関連の資料としまして、この参考資料の方ですけれども、37ページにこの「食育推進ボランティアについて」の資料が付けてございます。

それから38ページから40ページにかけて、「学校教育における『食品の安全性』に関する教育」の現状に関する参考の資料を付けているところでございます。

以上でございます。

富永座長 どうもありがとうございました。第19条につきまして、御意見あるいは御質問ございましたら。どうぞ、内田専門委員。

内田専門委員 食育推進ボランティアに関してなんですが、私の住む地域でも広報にボランティア登録しませんかというお知らせが来て、大変いい試みだと思うんですが、3万人がいちいちどういうことをしているかという追跡は無理だとは思いますが、実際どこでだれのためにどんなことをしているのか、そして活動してどんな結果をもたらしたかというのを一般の消費者にもわかるように結果として示していただければなと思います。

富永座長 ありがとうございます。御要望ですね。どうぞ。武見専門委員。

武見専門委員 同じく、この食育推進ボランティアというところについて伺いたいのですが、地域にはいわゆる食生活改善推進委員という、戦後からずっと活動を続けてきて、言わばこのちょうど37ページの活動の内容にあるような、例えば地域農産物を使用した郷土料理の普及であるとか、小中学校に行つてのそうしたものを広めるとか、いろんな活動をしているボランティアが多分全国で20万人ぐらいいると思います。これとの関連はどうなっているのか。

それから、小中学校でこういうことを推進していくということになれば、食育の推進というような形で、文科省でも取組が進んできていると思います。その辺について、いわゆる今

後の方向にある各省庁連携してというところが実際どういう形で進んでいるのか。特にボランティアで、今たまたま農水関係の取組が出てきましたけれども、他に具体的なことがあれば教えていただきたいと思います。

富永座長 では、事務局の方から御回答をお願いします。

佐藤消費・安全政策課長 農水省の消費・安全政策課長の佐藤でございます。今お二方の専門委員の方から食育の関係について御質問が出ております。

食育ボランティアにつきましては、資料にございますように3万人の方がこの業務に携わるということで、具体的にどのようなことをやっているかということで事例的に申し上げますと、例えば岩手県などがございますと、消費者を対象といたしまして、食品や、あるいは農業、食と農の教室というようなことで、いわゆる農業体験でありますとか、生産者との交流会、こういったものを開催しております。

このボランティアの方というのは当然生産者の方で、果樹栽培農家でありますとか酪農家の方、あるいはJAの職員か何かがボランティアになりまして、消費者の方を学童や何かも含めまして、ここに呼びまして、いろいろと食と農の関係についていろいろ講師、あるいは農業体験の受入れ農家として活動する中で、安全な農薬利用でありますとか、衛生管理についてのいろんな講話を行って、消費者の農産物の安全性についての理解の推進、判断力の向上、こういうことを今図っているところでございます。

今、先ほどの御指摘にもございましたように、この3万人の活動というのが実は私ども聞いておりますとなかなか目に見えてこないといったようなことがよく言われております。これは今いろいろとやっておる最中のことではございまして、実は私ども、この前もお話申し上げたかと思いますが、消費・安全局というのが7月にできたものでございますので、その中で今後、この食育や何かについては非常に重要なことだと思ひまして、私どもの業務全体については工程表というのもつくりまして、それでどのようなことをやっていくかというようなことを公表しております。

こうした中で、具体的に3か月の間にこんなことをやりましたというようなことで、取組を公表したりしておるわけでございますが、いずれにいたしましても、この食育ボランティアについての活動実績や何かについて、少し国民にわかりやすいような形で、今後取りまとめていると公表していくことが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

それと、各省との連携でございますが、これもまさしく御指摘のとおりでございまして、この食育ボランティアにつきましては、必ずしも先ほどの岩手県の例では農家中心ではありますが、ボランティア活動のボランティアさんについては栄養士さんでありますとか、ある

いは学校の先生、こういった方々にも入っていただき、ボランティア活動を展開しております。先ほども出ておりますが7つの農政局がございまして、ここを中心にいたしまして、現在50の地区協議会というものをつくってございます。

この地区協議会の中に学校教育関係でありますとか、保健所関係の方にも入っていただきまして、こういった食育についての進め方や何かについていろいろ御検討とか御示唆を頂くというような活動をやっておるところでございまして、この連携については今後ますます深めていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

富永座長 どうぞ、山本専門委員。

山本専門委員 今後の方向の中で、食品の安全性の確保のために国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者と、これは全くそのとおりだと思うんですけども、1つ今日本の社会の中でメディアの果たす役割というのは非常に大きいんです。今日は福土座長代理がいらっしやらないので、私から言うのも何ですけども、やはりここはメディアにも大きな役割を是非担っていただくということを是非お願いしたいんです。

外国の例でいきますと、先進国では、イリシーのようにやはり社会そのものが食品の安全性に対してもっと関心を持ってきちんと知識と理解を啓蒙していこうという動きがあるわけです。ですから、そういう中で、是非ここはメディアの果たす役割というものを重視して、今後の対策の中できちっと取り上げていただければ大変ありがたいと思います。

富永座長 全くそうですね。私はがんとか健康問題の専門家なんですけれども、一般の方々がどういうところから情報を得たかというアンケート調査などをやりますと、保健所などほとんどゼロに等しいぐらい少なく、大部分はテレビ、新聞などメディア関係ですね。ですから、今、山本専門委員が御指摘のようにメディアというのは大変重要な媒体ですね。ありがとうございました。ほかに。はい、どうぞ、海津専門委員。

海津専門委員 今、この教育学習などをずらっと見せていただいて、基本的にこれを読んだ感じは、教育・学習を受けるのは消費者の側なのかなという感じをすごく強く受けるんです。でも、生産者の側も、それから流通に携わる側も、そして消費者も、この三者が教育・学習して行って、お互いに学び合わないとうまく連動していかないのではないかと思うんです。やはり生産者の方は今のままで、消費者だけが賢くなったら、賢くなるという言い方は正しくないですけども、理解を深める、それはやはり違うと思うんですね。やはりお互いが生産者、流通者、消費者が学び合うような、そんな方向性を考えていただけたらと思うんですけれども。

富永座長 大変いい御意見です。どうぞ。

伊藤専門委員 今回の御意見なんですけれども、小売業といいますか流通の立場から、改正食品衛生法の中で自主的に学習する努力義務というふうに明示されていまして、今、社内でそれを一生懸命やっておりますので、お客様へのPR啓蒙ということもありますけれども、我々自身も勉強しなくてはならないなという認識でおります。

それから、この部分に関わってくるのではないかというふうに思うんですけれども、いわゆる暫定基準値という表現があるんですけれども、極めて曖昧な部分もあるんですけれども、これは具体例で言いますと残留水銀の問題なんですけれども、青森県のあるお店でイトーヨーカドー、うちは何でサメを扱ってはいけないんですかというふうに店から指摘を受けたわけです。6月に厚生労働省から妊婦さんはあれを食べるな、これをこれ以上食べるなという出で、その時点でいろいろ自主的に判断して、地域の食文化ということもあるわけなんですけれども、サメについては販売を全店でやめようかということの手を打ったわけなんですけれども、やはりお店の方からは、これは勿論営業と我々の考え方のせめぎ合いの部分もあるんですけれども、地域の中堅クラスのスーパーさんはみんな扱っていますよ、しかもそれが売れ筋なんですよというふうに声が上がってくるわけです。

では、水銀の残留の問題はお客さんはどう考えているんだというふうに聞くと、だれも気にしてしませんと言うわけですね。だから本音と建前という部分もあると思うんですけれども、じゃあということで、可能性があるのかということではいろいろな情報を取って、念のため検査に出してみると、やはり極めて高いわけです。0.4、0.3で済むようなレベルではないわけです。

要するに非常に悩ましい問題なんですけれども、こういったことについても、お客様の正しい知識、それは売る方がいいのか、売らない方がいいのか、買う買わないはお客様の判断なんだからという考え方もありますけれども、ある程度教育の部分でお客様がどう考えるべきかということも暫定基準値の問題はありますけれども、厚生労働省なり農林水産省あるいは食品安全委員会のテーマの中で少しははっきりさせていただければありがたいなという部分がありますので、教育と絡んで意見を述べさせていただきます。

富永座長 ありがとうございます。では、門傳専門委員。

門傳専門委員 たびたび申し訳ありません。食育のことなんですけれども、実際うち辺りでも農業体験でやっているような工場とか見せるのをやっていたんですけれども、完全週5日制になってから激減してしまっただけです。学校側のいろんなカリキュラムの関係だと思うんですが。推進する方向は異論ないところなんです、特に学校とやろうとすると極めて難しくなっていて、できないか、相当省かざるを得ないようなことになっていて、物理的な時間と予算の関係もあるんでしょうけれども、ここでそれを議論する場かどうかちょっとわからな

いんですけれども、実際やろうとすると、そういう実は推進する方向にありながら、なかなか難しく、逆になっているという現状をどう考えるかということと、それと先ほどの学校給食のことなんです。

これも当然地域食材云々で、先ほど言われました岩手などはやっているんです。やろうとするとコストの問題、例えばPTAが何かでアンケートを取ってやりましょうと言うんですけれども、だけれども学校給食費がこれだけ上がりますと、極端な話、100人のうち1人でも反対するとできないみたいなことがあるんです。だから、実際、食の教育、食育をやる場合のハードルの高さ、これもいわゆる本音と建前ですね。地元のを使うのはいいけれども値上げするのはだめよというような、そういう話もあるものですから、ここも普及・啓蒙ということになるのか、やはりこれも安全・安心のコスト等々、どういう形でやるのかということも、食育のやはり格好いい部分だけではなくて、そういう部分も是非提示しなければならないのかなというふうに考えます。

富永座長 ありがとうございます。では、山本専門委員、先に。

山本専門委員 今の点で、若年層あるいは子どもたちの教育という方法には、これは方法をいろいろ考えるべきだと思うんです。外国の例を見ますと、USDAのホームページを見ても、FDAのホームページを見ても、必ず子ども向けのコンテンツが入っていますね。今、農林水産省の中で何か子ども向けのコンテンツが一部ありますね。こういったことをやはりもっと工夫して行って、やはりきちっと教育をしていくというやり方を考えるべきだと思うんです。あまり旧態依然としたやり方だけで何とか教育していこうということで片がつく時代ではないんだろうと思うんです。その辺やはりいろいろやり方を考えて、とにかく将来の日本を背負って立つ若い世代をどうやってこの食の問題に関心を持って、安全性という観点か教育していくかということが、これは極めて大きな問題だろうと思うんです。ですから、やり方からやはり考えていただくということが是非必要かなと思います。

富永座長 では、渡邊専門委員。

渡邊（秀）専門委員 推進体制ということなんですけれども、やはり民間の力といいますか、NPOでありますとかNGO、こういった方々の協力ということをかなり意識して、場合によっては補助金を出すということも含めて組み込んでいくということがやはり重要だと思います。そこだけ追加を。

富永座長 では、事務局からどうぞ。お願いします。

岩淵総務課長 学校教育の話がいろいろ出ておりますので、文部科学省の方がお見えですので、お話していただきたいと思います。

富永座長 そうですね。是非お願いします。

小熊学校健康教育課課長補佐 文部科学省の学校健康教育課の小熊と申します。よろしく
お願いいたします。

学校教育における食の指導ということが今話題になっているかと思いますが、文部科学省
では子どもたちが将来にわたって健康で健全な生活を送ることができるよう食に関する指導
を学校教育の中でやはりしっかりと位置付けていかなければならないと考え、現在推進して
いるところです。

先ほどUSDAのお話等も出ましたけれども、私ども食に関する指導を充実するために、
平成14年から小学校の5年生と中学校の1年生用に冊子をつくって、全国の子どもに渡ると
うに、配布しているところでございます。

更に平成16年度には、やはり幼いときから食に関して正しい食習慣を身に付けるというこ
とが大切でございますので、小学校1年生用に新たな冊子をつくることとしているところ
でございます。

更に、食に関する指導につきまして、現在中央教育審議会において新たな体制づくりとい
たしまして、「栄養教諭」という職をつくることをご審議いただいているところでございま
す。「栄養教諭」というのは仮称ではございますが、子供たちには、食品の正しい選び方な
どを身に付けて、将来、健全な生活を送ることができるようにしたい。そのために食に関す
る指導を推進する教員として位置付けたいと考えているところでございます。

今、審議中でございまして、答申を頂き次第、制度化に向けて推進してまいりたいと考
えているところでございます。

それから、学校給食の地場産物の活用というお話を頂きました。これにつきましても、従
来から各会議等を通じまして呼び掛けをしてきているところでございまして、徐々に農業生
産者やJAの方々との連携が図られながら、進んできているところです。

来年度、地場産物を用いた事例集なども発行することによって推進をしてまいりたいと考
えているところでございます。更には各省庁のとの連携も図っていきたいと考えていると
ころでございます。

よろしくお願いいたします。

富永座長 ありがとうございます。では、門傳専門委員。

門傳専門委員 その際ですが、今、学校給食会という存在がありますね。事実かなりネッ
クになっているというふうに伺っております。私もそういう目に遭ったことがありますので、
否定はしませんけれども、円滑にそういうことができるように是非お願いしたいんです。極
端な話、全部そこを伝票を通せとか、そういう話があるんです。いっぱい山ほどあるんです。
評判はあまりかんばしくないですね、学校給食会という存在が。これは無用とは言いません

けれども、ちょっとクエッションマークが付くことがいっぱいありますので、是非御指導願いたいと思います。

小熊学校健康教育課課長補佐 今の御意見につきましては、今までもいろいろな面で御意見を頂いてきたところがございます。従来の給食の在り方というものも徐々に変わってきたと思っておりますので、そこは時代に応じた在り方というものがあろうかと思っておりますので、そこは指導してまいりたいというふうに思います。

富永座長 海津専門委員。

海津専門委員 済みません。文部科学省の方、1点いいでしょうか。今、子どもに配られているパンフレットというのは授業の中で具体的に広げて読むようなチャンスがあるのか、単に配られるだけなのかという質問。

あとそういうパンフレットを新たに低学年用にとおっしゃっているんですけども、それを果たして今の子どもたちが本当に進んで開いて見るのかなというのがあるんです。それよりは何かコンピュータの授業のときにインターネットでゲーム風にやれるような形のものをつくるとか、そんなふうな形も考えの中にはあってもいいのかなと思うんですけども、いかがでしょう。

小熊学校健康教育課課長補佐 先ほど少しお見せしましたこの冊子でございますが、学習教材と称しております、使われる機会といたしましては、学級活動の時間というものが毎週1時間、年間ですと35時間あるわけですが、その中で大体年間に3時間から4時間程度学習することを想定しながら内容をつくっております。そういった形で使っていただくよう教育委員会を通じてお願いをしているというところでございます。

更にコンピュータ等を使った教材のソフトということでございますが、そういった御意見も頂戴しながら、今後また改善をしていきたいと思っております。

富永座長 和田専門委員、どうぞ。

和田専門委員 ちょっと伺いたいんですが、学校給食の場に栄養士の方がいろいろな説明をしたり、栄養教育ないしは、そういうもので教壇に立つことがしばらく前まで確かできないという話を聞いておりましたが、今のお話で特別な立場の方ができれば、そういうことはなくなるということですか。今でも栄養士の方が教壇に立つことはできるんでしょうか。

小熊学校健康教育課課長補佐 学校栄養職員という職員が今学校に配置されております。これらのものは栄養士もしくは管理栄養士の資格を持ったもので、栄養の専門家でございます。献立をつくり、また調理の管理、衛生管理等を行っているわけでございますが、これらのものが現実には給食の時間に指導に入っております。すべての学校とはなかなか言いにくい面はございますが、現実には今立っております。そこは学級担任の先生などと連携しながら

給食の時間に立つ、または先ほどの学級活動の時間に教壇に立つということが行われております。

これが先ほど申し上げました栄養教諭、今検討されているものでございますが、栄養の専門家では今あるわけではございますけれども、教育の専門性というものを持ち合わせていない。ですから、学校栄養職員の栄養の専門性に教育の専門性を合わせまして「栄養教諭」というものをつくっていきこうというのが趣旨でございます。ですから、現在いる学校栄養職員が今後、「栄養教諭」の方に移行していくというふうに考えております。

富永座長 ほかにございませんか。では、どうもありがとうございました。

それでは、次の条項に移らせていただきます。次は第 20 条でございます、「環境に及ぼす影響の配慮」でございます。事務局から御説明をお願いいたします。

岩淵総務課長 それでは大きな資料の 20 ページ、最後のページでございます。

第 20 条は環境に及ぼす影響の配慮ということです。「食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について配慮して、これが行われなければならない」ということでございます。

検討項目としては、基本的考え方、それから生産段階における環境影響の配慮、食品供給行程の各段階における配慮ということで挙げてございます。

まず、環境基本法という法律がございます、この中の第 19 条で、一般的に国の施策の策定に当たっては、環境に悪影響を与えることがないように配慮しなければならない旨を規定しております。その上で今回、食品安全基本法におきましては、今申し上げたような条文が設けられているということでございます。

それから、生産段階における環境影響の排除につきましては、例えば農薬取締法におきまして、農薬の登録の際に、その使用に伴う農作物を通じた人畜への被害の防止だけではなく、水質の汚濁あるいは生態系などの周辺の環境に及ぼす影響の防止も考慮して検査をしているということがこれに該当するというところでございます。

それから、食品供給行程の各段階の配慮の現状といたしましては、循環型社会形成推進基本法、それから廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、容器包装のごみや、あるいは回収廃棄する食品、飼料、農薬などの廃棄物の発生、これができるだけ抑制されるように努めるとともに、回収した食品、飼料、農薬などを廃棄する場合には、これらの法律に基づいて適切に処理する必要があるということで、以上によって生活環境保全、公衆衛生の向上を図ることとしているという現状でございます。

今後の方向といたしまして、食品は農場、漁場などの環境に直接の基盤として生産されること、その製造・加工・流通・販売・消費の各段階において化学物質の使用や廃棄物の発生

に伴う環境への負荷が生じ得ることから、食品の安全性の確保に関して施策を策定するに当たっては施策が環境に及ぼす影響についても十分に配慮しながら、そのために必要な食品供給行程の各段階における取組を進めるということでございます。

生産段階における環境影響の配慮に関しては、農薬・肥料などによる生態系に対する影響の適切な評価と管理施策を充実するなど、引き続き農薬取締法などに基づき農薬・肥料などの使用による環境への負荷低減に取り組んでいくということでございます。

また、食品供給行程の各段階における配慮といたしましては、引き続き、循環型社会形成推進基本法、それから廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、容器包装のごみや回収廃棄する食品、飼料、農薬などの廃棄物の発生ができるだけ抑制されるように努めるととともに、回収した食品、飼料、農薬などを廃棄する場合には、これらの法律に基づき適正な処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るということでございます。別冊の参考資料の方ですけれども、41 ページをお開きいただきますと、環境基本法の概要が付いてございまして、この中で、先ほど申し上げました第 19 条ですが、規定が設けられているということでございます。

それから、農薬取締法の概要に関する飼料、循環型社会形成推進基本法の仕組み、それから廃棄物処理法と、平成 15 年に改正があったということで、その概要の資料を付けているところでございます。

以上でございます。

富永座長 ありがとうございます。それでは第 20 条につきまして、何か御意見あるいは御質問ございますか。ないようですね。

それでは、第 20 条は、これで了承ということにしまして、前回の専門委員会で飛ばしました第 13 条に戻りたいと思います。

第 13 条は 8 ページですね。「情報及び意見の交換の促進」、これにつきまして御説明いただきます。

西郷リスクコミュニケーション官 リスクコミュニケーション官の西郷と申します。よろしく願いいたします。

それでは、討議資料の 8 ページをごらんください。それと資料 3 というものが用意されていると思います。それらを合わせて御説明申し上げます。

最初に 8 ページでございますが「第 13 条 情報及び意見の交換の促進」、これは一般にこの法律に基づくリスクコミュニケーションの促進と言われているところでございます。条文といたしまして、ここに書いてあるように、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の意見を反映し、その過程の公正性と透明性を確保するために情報公開、意見

を述べる機会とか、それから関係者相互間、関係者すべて、食に関して興味のある人はすべてということでございますけれども、情報及び意見の交換の促進をやっていかなければいけないということになっているわけでございます。

検討項目といたしましては、基本的な考え方と、それからリスクコミュニケーションの方法ということで、政府のいわゆる施策の基本的事項ということでございますので、委員会それから関係行政機関ということと、それから食品安全委員会が関係者相互間のリスクコミュニケーションにつきましての調整を行うというふうなことが食品安全基本法の23条ですが、8ページが一番右の関係条文でございますけれども、食品安全委員会の仕事のところに書いてございますものですから、そのことについて検討すべきだというふうなことで掲げているところでございます。

現状ということでございますが、基本的考え方ということでございますけれども、食品安全委員会は関係行政機関、具体的には厚生労働省、農林水産省でございますが、それから一部環境省に御相談申し上げているわけでございますが、これにつきまして、その在り方についての検討を行っているところということでございます。

それから、具体的に各機関とやっている方法ということになりますと、現状を見ていただきますと、食品安全委員会につきましては、基本的には審議につきましてはそこに書いてございますように、原則公開ということでやってございます。勿論、いろいろ知的所有権の問題でございますとかプライバシーの問題につきまして、非公開で行うということが決められた場合については別でございますが、その場合におきましても、その後の公開の否定につきましては明確にいたしまして、議事を進めているところでございます。それと、いろいろな御質問につきましては、「食の安全ダイアル」とかその他につきまして受け付けているというところでございます。

それから、関係行政機関のところでございますけれども、厚生労働省におかれましては、審議会の公開情報といったことにつきまして、新しい食品衛生法におきまして進められておりますし、それからいろいろ施策をやるときは必ずパブリックコメントをお取りになるというふうなことをされております。

また、厚生労働省のホームページを見ていただきますと、最近、食の安全に関することが非常に豊富にいろいろな情報が載っております。それから、いろんなところで電子メールによる意見の受け付けなどができるようになってきている。それから政府広報とか、あるいはその他の広報誌におきましての情報提供が行われているところでございます。

農林水産省におかれましても、大臣と消費者との懇談会を年に2回でございますが、定期的で開催されておるというところでございます。地方におきましても、地方農政局でいわゆ

る食品安全の関係者との懇談会を随時開催されているというところでございます。

それから、最近になりまして、いわゆるハザード問題と申しますか、残留農薬でございますとか、その他につきましての抗菌性物質についても始まったかと存じておりますけれども、個別ごとのリスクコミュニケーションを始められているということでございます。また、その窓口でございますけれども、本省、地方農政局、地方農政事務所に設置しておられるところでございます。

それから、「3. 関係者相互間の情報公開、意見交換のマネージメント」ということでございますが、これにつきましては、関係府省、特に食品安全委員会、厚生労働、それから農林水産の3府省でございますけれども、連携いたしまして、6回の意見交換会が行われているところでございます。

それから、食品安全委員会のリスクコミュニケーション専門調査会におきましては、どういうふうに政府としてやっていったらいいとか、そういったことについての議論の検討をしているところでございます。

それで、今後の方向ということで、一応討議資料に書かれているところにつきましては、また8ページに戻っていただきますと、ちゃんと3府省連携してやっていくということが基本でございます。

それから、当然、今後とも委員会の活動については透明性を高めるための公開の原則を維持するというところでございます。

それから、評価結果につきましては、わかりやすくということもございまして、評価を始める前から、開始からやりましょうと、一所懸命このリスクコミュニケーションをしていこうというふうなことをしていくべきだということになってございます。

それから、関係行政機関におかれましては、情報提供、パブリックコメント、意見交換会等を通じまして、関係者相互の情報・意見の交換を当然また図っていくということでございます。

それから、マネージメントにつきましては、リスクコミュニケーション専門調査会でも議論しているわけでございますけれども、経験を生かしながら、望ましい在り方と申しますか、食のリスクコミュニケーションというのは基本的に今まであまり成功してこなかったというふうな評価があるかと思いますが、これを望ましい在り方について検討、普及を図っていくということでございます。

特に厚生労働省におかれましては、特に地方公共団体についていろんな具体的な基準設定などをされる場合については、新しく食品衛生法の規定ができて、リスクコミュニケーションをきちんとやっていくというふうなことになっているわけでございます。

これが討議資料のところでございますけれども、次に資料3を見ていただきたいんですが、リスクコミュニケーション専門調査会では11月4日でございますが、その調査会におきまして、この基本的事項につきまして議論が行われました。専門調査会の関澤座長から企画専門調査会座長あての意見と申しますか、御報告というのが資料3になってございます。

1ページめくっていただきますと、大きく分けて総論と各論でございますが、2つに分けてございまして、実は11月4日のリスクコミュニケーション専門調査会は非常に議題が多ございまして、議論が十分できなかったこともございまして、一応、事前には見ていただいていたんですが、その後若干の議論がございました後、各専門委員の意見を書いたもので事務局に提出いただいて、それをまとめたのを座長に見ていただいて、ここにまとめて出させていただいたという形になってございますが、実際の調査会の議論では、全体的につきまして、ここに書いてありますように、1.にまとめていて、要するに食品健康影響評価について、当たり前と言えれば当たりの話でございますけれども、科学的にやっているんだといったことについてもう少しアピールすべきではないかというふうな御意見がございました。

それから、リスクコミュニケーションの実施に当たっては、何か政策をやって、決まりましたというふうなところだけいつもやっているように見えるけれども、要するに、評価が始まる前の段階、要するにハザードの認知からということでございまして、その最初の段階から、今サーチしていますよとか、そういったことについていつも情報及び意見の交換ですね、あるいはこういったものについて調べるべきだといった御意見も受けつつやっていくべきだというふうなことがございました。

それで、個別具体的なところがございますけれども、2.でございますが、第13条、特に今御説明したところにつきましても、今後の方向のところ若干足したらどうだということがございまして、1ページめくっていただきますと、ちょっと字が小さくなって、その半分の大きさに恐縮なんでございますけれども、右から2つ目の今後の方向のカラムでございまして、そこに下線を引いた部分がリスクコミュニケーション専門調査会が加えたらいかがかといった御意見です。

先ほど御説明したように、基本的な考え方のところに対応すべきハザードの認知から食品の安全性の確保に関する施策の策定に至る過程を通じて、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進に努めるといったことを足してはいかかと。

それから2.のリスクコミュニケーションの方法のところでございますけれども、下のところでございますけれども、地方公共団体を含む関係行政機関の協力を得て、食品の安全性

の確保に関する情報の収集に努めるとともに、関係行政機関による情報提供を支援する。これは関係行政機関のところに関係行政機関による情報提供を支援する、ちょっとあれなんですけれども、お互いに助け合うというふうなことだと聞いてございます。

この2つのところを討議資料のところに足して検討を進めていくべきではないかと、こういうふうな意見だということでございます。以上、御報告でございます。

富永座長 ありがとうございます。それでは第13条関係について御質問あるいは御意見ございますか。

この第13条関係につきましては、リスクコミュニケーション専門調査会で一度議論しておりますので、この企画専門調査会としましては、それを追認するような格好になると思いますが、あえて更に御意見などございましたら、どうぞ。

はい、どうぞ、渡邊専門委員。

渡邊(秀)専門委員 情報及び意見の交換ということで、1年間にどういう活動をして、どういう情報を取りまとめたか、リスク評価も含めてということですけども、食品の安全に関する年次報告のようなものをまとめるということも、できましたら検討いただければというふうに思うんです。

富永座長 では要望として。ほかに。ございませんね。

それでは、次に移らせていただきます。次は第14条でございます、「緊急の事態への対処等に関する体制の整備等」でございます。

これにつきまして、事務局から御説明いただきます。

杉浦情報・緊急時対応課長 情報・緊急時対応課長の杉浦です。

それでは、「第14条 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等」の部分の検討結果につきまして、緊急時対応時専門調査会の丸山座長の指示によりまして、事務局の方から説明させていただきます。

討議資料の10、11ページ、それから資料4を使って説明させていただきます。まず討議資料の10ページを御覧ください。

緊急時対応専門調査会におきましては、御覧いただいております討議用資料の検討項目「1. 基本的考え方」、「2. 緊急時の情報連絡体制」、「3. 緊急対策本部の設置」、「4. 緊急時対応の方法及びマニュアルの作成」、これらそれぞれの項目について今後の方向につきまして10月22日それから11月11日の2回にわたり検討を行いました。

まず現状でございますけれども、食品安全委員会は食品安全委員会緊急時対応基本指針(暫定版)を作成し、緊急時における体制、連絡要領、緊急対策本部の設置の助言など、緊急事態等における食品安全委員会の対応を定めました。これは緊急時対応専門調査会の第1回及

び第2回会合におきまして御審議いただきまして定めております。

それから、厚生労働省におきましては、厚生労働省健康危機管理基本指針、食中毒健康危機管理要領、食中毒処理要領及び健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領において、健康危機情報の収集、対策決定過程、対策本部等の設置、食中毒の原因究明対策、健康被害発生時の対応等を定めております。

それから、農林水産省におきましては、緊急事態が発生した場合のセンター機能を担う危機管理対応チームを設置しております。それから緊急事態に備えた暫定的な危機管理マニュアルを作成中というのが現状でございます。

既にこのように食品安全委員会、それから厚労省、農林水産省におきましては、既に緊急時の対応についてある程度既に定めているということもありまして、今後の方向につきましては、政府全体における、先ほど申し上げました4つの検討項目についてどうあるべきかということを検討いたしました。そして、この表にございますそれぞれの項目につきましての、幾つかのエッセンスを事務局の方から示しまして検討いただきました。

まず、検討結果につきまして、項目ごとに御説明をさせていただきます。資料4の2ページ目をごらんいただきたいんですけども、まず基本的考え方でございますけれども、緊急事態への対処に当たっては「国民の健康への悪影響を未然に防止することが最も重要である」という認識の下、関係府省における十分な連絡及び連携を図りながら、いわゆる『農場から食卓』につながるフードチェーンを通じ、人の健康にかかる重大な被害の発生に関する情報の収集及び状況の把握を行う」。

また、緊急の事態が発生した場合には、消費者、食品関連事業者等への適切かつ迅速な情報開示を行う」ということで、この項目の中では3行目にございます「農場から食卓」につながるフードチェーンを通じた情報収集及び情報の的確な必要性につきまして、基本的な事項は健康被害が強く予測される事態に対処するものであるということ、「『農場から食卓』につながるフードチェーンを通じ」の後に、「人の健康にかかる重大な被害の発生に関する情報の収集及び状況の把握」というのを加えております。

同じく、この項目の中で、消費者への迅速な情報開示というふうにあったんですけども、このところを消費者だけでは広く情報が行き渡らないという意見がございまして、「消費者、食品関連事業者等」というふうに修文しております。

それから、検討におきましては、生産者、流通販売業者といった食品供給に携わる個別の業種を具体的に記載すべきというような意見もございましたけれども、食品関連事業者という表現で整理させていただいております。

それから、2の緊急時の情報連絡体制でございますけれども、「緊急の事態への対処のた

めに、平時から都道府県、保健所、関係団体等を通じた食品事故等の情報の収集・伝達体制の整備を行う」。

また、緊急の事態の発生に備えて、緊急の事態として関係府省間における通報を要する場合を明確化するとともに、そのルートを確立する」。

1行目に、平時から都道府県、保健所等という表現があったんですけれども、情報収集先としては行政だけではなくて医療機関等、民間の団体も考慮すべきというような意見もございまして、民間の団体も含めた関係団体という文言に整理いたしました。

それから、3番目の「緊急対策本部の設置」でございますけれども、「緊急の事態が発生した場合には、緊急対策本部を必要に応じ適切に設置する。

また、関係行政機関において、緊急の事態に対処するために必要な組織体制の整備を図る」。

それから、4番目の「緊急事態の方法及びマニュアルの作成」でございますけれども、「緊急事態の発生に備えて、食品安全委員会と関係行政機関は、連携して、国がとるべき対応について緊急時対応マニュアルを作成し公表するとともに、食品の安全性に対するハザードのうち必要なものについては、個別に緊急時対応マニュアルを作成し公表する」ということで、この3と4に関しましては、事務局から示したエッセンスを形式的に文章の形にしたにとどまっておりますけれども、4につきましては、最後の部分に緊急時対応マニュアルだけではなく、ハザード別の個別のマニュアルについても作成し公表するというので、「公表する」という言葉を追加しております。

以上が緊急時対応専門調査会での検討結果でございます。

富永座長 ありがとうございます。この第14条関係につきましても、ただいま事務局から御説明いただきましたように、緊急時対応専門調査会で一応御審議いただいております。その結果を今御報告いただいたとおりでございますけれども、第14条関係につきまして、御意見あるいは御質問ございますか。どうぞ、山本専門委員。

山本専門委員 情報開示のところ、緊急時発生時に消費者への適切な情報開示ということが食品関連事業者にも入りますよということで大変ありがたいことなんですけれども、本当に最近いろんなことが起こりますと、個々の消費者の方からいろいろお問合せを頂いても、なかなか企業単独では答えられないということはたくさんあるんですけれども、この辺の体制づくりみたいなこと、具体的に何か各省庁さんでお考えのことというのはないんでしょうか。そこを少し、もしありましたらお教えいただければと思いますけれども。

富永座長 では、事務局の方から。

梅津事務局長 私ども食品安全委員会の方は8月から「食の安全ダイヤル」というものを創設しまして、担当の職員が日々電話あるいはメールでのお尋ねにお応えするという体制を

っております。また、それぞれ農林水産省や厚生労働省におかれても、本省あるいは出先と申しましょうか、地方支分部局でそのような体制をそれぞれの専門の役割に応じてやっておられるというに承知しております。

また、先般来、私どもも東京都や埼玉県と意見交換いたしましたけれども、それぞれの自治体でもかなりきめ細かな相談対策を取っておられるように伺っております。

富永座長 ありがとうございます。ほかに、では事務局から追加。

佐藤消費・安全政策課長 農林水産省でございます。先ほどの危機情報といいますが、そういった情報の提供の仕方なんです、当方の方では2つありまして、1つは「消費者の部屋」というものを本省だとか農政局単位に設けていまして、いろんな事象が起こるわけですが、そこへの相談というのが結構来ておりまして、去年や何かの実績でいきますと、大体企業関係の方から2割ぐらいの相談活動がございました。そこで情報提供をするというのが1つ。

あといろいろと食品安全委員会や何かでもいろんな評価などを今後いただいたり、あるいはいろんな情報や何かが入ってきておりまして、そういった情報につきましては、私ども消費・安全局の方で厚生労働省さんや何かからも情報をいただいたものは、食品関係の団体にそれぞれの担当の現場の方から逐次情報提供をするといったようなことで、できるだけこういった情報については開示していくというようなことで臨んでいるところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

富永座長 どうぞ、山本専門委員。

山本専門委員 せっかくいろんなことをおやりになっていると思いますので、なかなかそのことを一般の消費者の方は御存じないんです。やはりこういうことで活動していますよと、何か起こったときにここに是非お尋ねくださいというようなことを、まずそのところから積極的にPRしていただくと、我々製造販売している立場からすると大変ありがたいと思いますので、是非よろしく願いいたします。

富永座長 要望でございますから、できるだけ事務局で対応してほしいと思います。

ほかの点につきまして、何か御質問あるいは御意見ございませんか。どうぞ、和田専門委員。

和田専門委員 緊急事態への対処ということで拝見しまして、マニュアルを含めて大変具体的によく書けているとは思いますが、ただ、緊急時だという判断ですね、これが非常に問題になると思うんです。前回、私が質問しましたら、例えばO157それからBSEの発生というお話がありましたけれども、緊急事態と判断してからの動きはこれでできると思うんですけれども、緊急時と判断されるかどうかというその段階、やたら緊急時が多いのも考えも

のなのかもしれないんですけれども、それが問題だと思うんです。

といいますのは、BSEのことを別に蒸し返してほじくり返すわけではないんですけれども、BSEの検討会の報告書をもう一度読み返してみまして、痛感しますのは、結局あのときに非常に初めの段階で不手際だったというのは、当時の行政、農林水産省、厚労省両方ともBSEが日本で発生するかもしれないという意識が非常に薄かった。いろんな情報が入っていたり国際会議に出たりしていながら、発生するかもしれないという危機意識がなかったというのがある意味で相当いろいろ後の問題の大きな原因の1つになってしまっているということを感じて、報告書にもそのように書かれております。

1頭目が判断されるまで、1頭目が千葉で見つかったからBSEとはっきり判断されるまで46日かかっているというようなこともやはり危機意識の欠如ということから始まっていると思います。

細かいことを申し上げますけれども、例えば千葉県から本省へいろいろ連絡が入っていたのがファックスが机の上で何日もそのままになってしまっていたとか、電話をかけるように言われたところにかけてくれども担当者がいなくて土日を含んでいたのが何日か掛かってしまったとか、なぜと今見れば思うんですけれども、当時BSEではないだろうというより、BSEは日本では発生しないだろうという前提に立っていますから、そうってしまったと思うんです。

ですから、緊急事態になってからBSEの場合にも非常に時間を急いで、いろいろな手当てがされたと思うんですけれども、その判断に至るまでのことというのが、ある意味で緊急事態と判断してからのマニュアルだけではなくて、その手前の段階というのも、これはまとめようがないのかもしれないんですけれども、後から考えるとそこが非常に大事だったということが出てくるのではないかなと思って、その辺はいかがなんでしょうか。これは質問です。

富永座長 ただいまの和田専門委員からの御質問は緊急事態が発生してからの対応はいろいろマニュアルができていいのだけれども、緊急事態をどういうふうに判断するか、そのところですね。それについて何か事務局からお答えがございませうか。

杉浦情報・緊急時対応課長 ただいまの和田専門委員からの御懸念につきましては、緊急時対応専門調査会からの意見の2の緊急時の情報連絡体制の、平時からの情報の収集・伝達体制の整備を行うということで、その御懸念には答えていると考えております。

具体的に平時からどのような準備を行うかにつきましては、これは今後策定いたします緊急時対応マニュアルの中で更に明確化していくということになるかと思っておりますけれども、少なくとも現在、食品安全委員会あるいはリスク管理機関で定めております緊急時対応基本指

針とかあるいはそのほかのマニュアル等におきまして、例えばお手元の参考資料一覧の 16 ページにございますけれども、対象となる緊急事態等については①②③ということで御説明させていただいたような事態が想定されるということで規定しているんですけども、それ以外に、19 ページの 12 に情報提供という項目がございます、ここで緊急事態だけではなくて、(1)でございますけれども、緊急事態等に関連する国内外の情報について整理を行ったものを迅速かつ適切に広く国民に提供していくということで、実際緊急事態が発生した場合だけでなく、平時においても将来緊急事態を招くようなハザードに関しましては広く情報を提供していくということで、今、考えているところでございます。

基本的事項に盛り込むべき事項といたしましては、先ほど申し上げましたような簡単な表現にとどまっておりますけれども、そういった平時における情報提供の在り方というの、今後各関係機関のマニュアルの中で規定していくということになるかというように考えております。

富永座長 ありがとうございます。どうぞ、伊藤専門委員。

伊藤専門委員 今の問題なんですけれども、事前に情報収集をするということは極めて重要なことであって、要はその情報を収集して、どういうことを予測して判断するかという部分になってくるかと思うんですけれども、企業の立場でこの言葉が一番適切かどうかはわかりませんが、若干抽象的かもしれませんが、常に最悪の事態を想定して手を打つという表現を社内的には使っております。

そういった部分で考えれば、BSEの問題も、それから今年の春のSARSの問題でも、台湾人の医師がああやって入り込むということは、最悪の事態を想定するという部分でもう一步の踏み込みがあれば防げたのではないかと考えていますので、企業であっても行政機関であっても、この辺の考え方は一緒だと思いますけれども、そういった言葉で表現できればいいのではないかなというふうに思います。

富永座長 ありがとうございます。ほかに御質問・御意見ございませんか。どうぞ。

梅津事務局長 今、杉浦課長から緊急事態の想定されるケースと申しますか類型を御説明しましたが、現実に対応するというのは実は簡単ではない場合があると思います。例えば96年のO157につきましても、堺で大発生したのは7月の10日過ぎでございました。その前も数か月前に岡山で学校給食でお2人が亡くなるということがありました。その時点では緊急事態とはとらえてなかったと思います。微生物系の食中毒は短期間にアウトブレイクする場合がありますし、かなりの長期間にわたって患者が出る場合もございます。したがって、当然、類型・定義をあらかじめ決めておかなければいけませんけれども、その場合に食品安全委員会が要となって、政府全体としての取組がどの段階で必要かという判断につきまして

は、正直申し上げますとそう簡単ではないという点が残るということは御理解願いたいと思います。

富永座長 ありがとうございます。ほかに。はい、どうぞ、門傳専門委員。

門傳専門委員 ちょっと細かいことなんですけれども、結局食品に関することというのは24時間年中無休で取られているんですけれども、体制として例えば食品安全委員会で日曜祭日も常にだれかが常駐して、例えばですが、いざという緊急事態が想定されるので、例えば食品安全委員会のメンバーの皆さんを緊急に招集する体制とか、そういうもとられているんですか、どうなんでしょう。

梅津事務局長 率直に申しまして、休日に駐在するという体制にはなっておりません。情報収集につきましては当然各国の専門機関のホームページ等から毎日検索して情報収集しておりますし、例えば、感染系や食品や衛生研究所といったところからも常に最新の情報を収集して、収集するだけではなくて、できるだけ共有するようにしております。

それから、2点目の招集体制でございますけれども、当然のことですが、委員それから事務局の緊急事態に対応するスタッフは常に携帯の番号等を所持して、いついかなるときでも連絡がつくような体制を取っております。

富永座長 ありがとうございます。

門傳専門委員 済みません。私が心配するのは例えば、スーパーでもいいです、例えば加工者でもいいです。何かの事故を起こしてしまって、大きく被害が予測されたとした場合、例えば連絡をどういうふうにどこに取ったらいいか。こういう例えばいわゆる夜間であるとか日曜・祝日とかそういう場合の実際の当事者、事故を起こしてしまったり、それを発見した当事者がどのように伝えるかということなんです。その体制がどのようになっているか。

梅津事務局長 若干舌足らずでしたが、基本的に日常的と申しますとちょっと語弊がございますけれども、これまでの経験のあるような食品事故等につきましては、例えば保健所とか都道府県の衛生当局とか、そういったいわゆるリスク管理機関が第一義的に対応することになります。したがって、この委員会を中心に政府全体にある話につきましてはかなりこういう大規模なというふうにひとつ御理解願いたいと思います。

富永座長 ほかに御意見・御質問ございませんか。

ありがとうございます。もう予定の時間が来ておりますけれども、前回と今回の2回にわたりまして、食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項について御審議いただきました。大変活発な御審議をいただきまして、いい御意見が出ました。それで、前回と今回の御審議の御意見を基にしまして、その後必要に応じまして、関係省庁の御意見も聴きながら、基本的事項に盛り込むべき事項につきまして、意見の素案をつくりたいと思います。事

務局にお願いすることになると思いますけれども、その案に座長の私と、福土座長代理が目を通して、その上で各委員の皆様には事前にお送りしまして、目をお通しいただいた上で、次回、12月3日になりますけれども、回りの専門委員会で御審議いただくことにしたいと思います。そういう手続にしたいと思いますけれども、よろしいですか。

門傳専門委員 誠に申し訳ない。前回欠席させていただいて、2点ほど意見を述べたいんですが、よろしいですか。

富永座長 はい。

門傳専門委員 申し訳ありません。先ほど11条関係のところの4ページの最後なんですけれども、今後の方向のところ、勧告・意見についてはホームページ等を通じて公表となっているんですけれども、これはいきなりやるのではなくて、やはりこの内容に対して一度パブリックコメントを募集して、その上でホームページ等を通じた公表の方がよろしいのではないかと、いうまず意見が1点目です。

あともう一つは12ページ、関係行政機関の相互の密接な連携のところなんですけれども、15条の関係のところですね。今後の方向のところなんですけれども、2つ目ですね。食品安全委員会及びリスク云々というところがあるんですけれども、適切に行われるよう努めるものとするということがあって、これを読むと一体どこが中心となって主体的にやるのかわからないんですね。

ですから、やはり我々からすると、食品安全委員会が中心となって積極的な役割を果たすべきだろうというふうに一応私は考えるんですけれども、多分、厚生労働、農水と食品安全委員会の3つあるとしても、やはり中心的にはきちんと食品安全委員会が担うべきだというふうに、それが望ましいのではないかと思いますので、やはり食品安全委員会を中心としてというような、そういうような文言を入れた方がよいのではないかと、それぞれが連携とは言いながら、実際どこかがきちんと中心にならないとうまく回らないというような気がしますので、是非そういう文言を検討いただきたいというふうに思います。

富永座長 門傳専門委員から2点につきまして要望が出ておりますが、事務局の方、よろしいですか。どうぞ。

岩淵総務課長 御趣旨をよく検討したいと思います。例えば勧告は評価結果に基づいて勧告するんですけれども、評価をするに当たって意見募集をして、それを受けて評価を出すことになっているんですけれども、その評価結果について勧告しようとしたらまたもう一回意見募集しなければいけないというような手続が本当に必要かどうかという議論もあるかと思うんです。ですから、いずれにしてもよく検討させていただきたいと思います。

富永座長 ほかに全体を通じて追加的な御意見・御要望がございましたら、どうぞ。

海津専門委員 前回終わったあとにメールの方で送らせていただいたんですけども、この資料の4ページのところです、今後の方向の上から3つ目で、専門委員会の結論について原則として意見募集を行うことにするという事になっているんですけども、その集められた意見を実際どう活用していくのかとか、もしくはこの意見を公表するのかとか、そういった今後、その意見の使われ方を、もう少し明確に明記した方がいいのではないかと。意見を取るだけ取りました。でもそれはそのまましまっていたのではやはりもったいないので、その辺はちゃんと明記をしておいてやった方がいいかと思えます。

富永座長 ありがとうございます。いい御意見です。ほかにございませんか。よろしいですか。

ちょっと本日は時間を超過しましたがけれども、大変熱心に御審議いただきまして、本当にありがとうございました。これで第4回の専門調査会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

次回は12月3日の午前10時からですので、よろしく願いいたします。